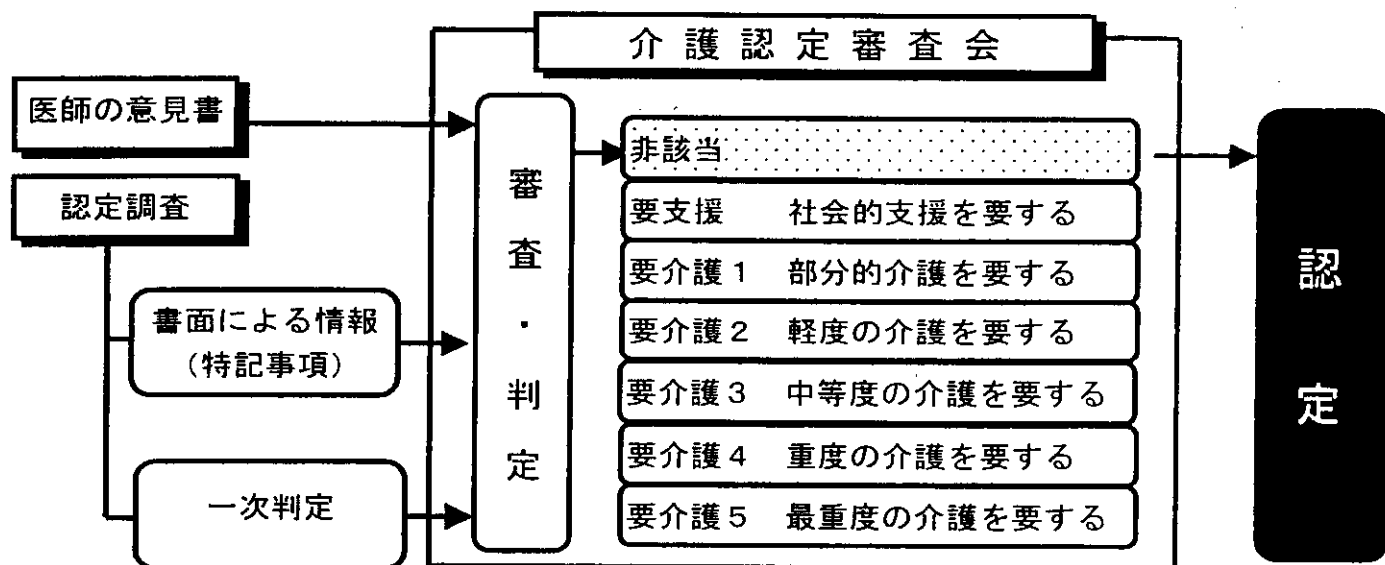


要介護度別説明用資料

これらは例として示すものであり、
保険者において別途作成したり
適宜加筆等を行うことを
制限するものではありません。

要介護認定の結果をお知らせします。

あなたの心身の状況は、
社会的支援を要する状態には至っていないため、
介護保険の給付の対象者には該当しないと判断されました。



- 一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の手間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。
- 要介護認定の詳しい考え方については、別添の資料をご覧ください。

あなたは、介護保険によるサービスは利用できませんが、〇×町がご用意した別紙のサービスを利用することができます。
これらのサービスの利用をご希望の方は、〇×町〇×△課 (Tel. 〇〇-××××) までお問い合わせ下さい。
これからもますます健やかでありますようお願い申し上げます。

- 心身の状況が変化し、介護を必要とする状態になったときには、いつでも要介護認定の申請ができます。その他、わからないこと、疑問に思ったことがある場合は、お気軽に〇×町介護保険課 (Tel. 〇〇-××××) までお問い合わせ下さい。

○×町でご利用いただけるサービス

(記載例)

・老人保健事業

機能訓練：心身の機能を保持・回復することを目的に、保健婦（士）、理学療法士、作業療法士などによって、歩行訓練や日常生活に関する動作の訓練、レクリエーションなどを行うものです。

訪問指導：保健婦（士）などが家庭を訪問し、ご本人やご家族の方に対して、健康づくりや家庭での療養生活上の指導などを行うものです。

・高齢者生活支援事業

配食サービス：おひとり暮らしなどで、食事の調理が困難な方のご自宅に、食事をお運びするサービスです。

寝具洗濯乾燥消毒サービス：おひとり暮らしなどで、寝具の洗濯などが困難な方のご自宅を訪問して、布団や衣類などの洗濯・乾燥・消毒を行うサービスです。

移送サービス：車椅子を使用されているなどで、一般の交通機関を利用することが困難な方が病院などに出かけられる時に専用の自動車でお送りするサービスです。

緊急通報サービス：おひとり暮らしの方などが急病や災害などの際に、近隣の方などのご協力もいただきながら、迅速かつ適切に対応するサービスです。

・高齢者の生きがい対策事業

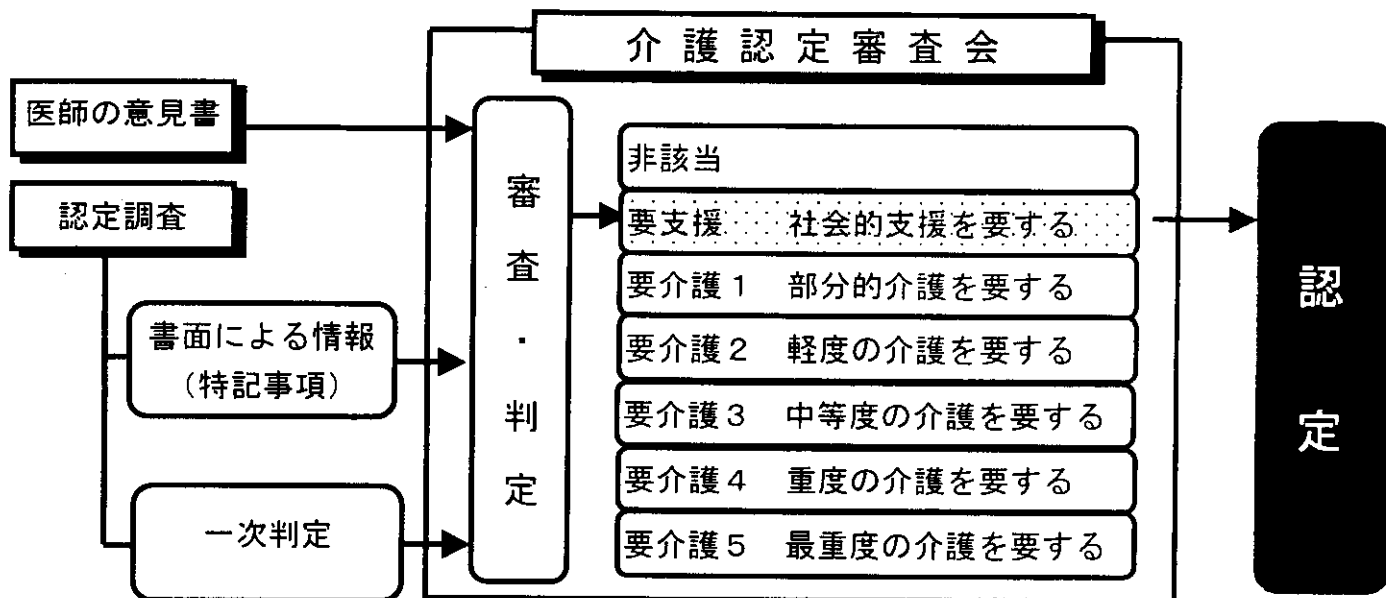
高齢者生きがい活動支援通所事業：おひとり暮らしなどで、家に閉じこもりがちな方に、毎週3回程度、老人福祉センターなどに通っていただき、陶芸・園芸などの創作活動や軽い運動などの生きがい活動を支援するサービスです。

(記載例)

- ・(町内の高齢者用施設の紹介)
- ・(町単独事業等)

要介護認定の結果をお知らせします。

あなたは、要支援（社会的支援を要する状態）と認定されました。



- 一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の手間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。
- 要介護認定の詳しい考え方については、別添の資料をご覧ください。

あなたが在宅で介護保険によって利用できるサービスの上限は以下の通りです。

(ただし地域によっては十分にご利用いただけないこともあります。)

ホームヘルパーによる訪問介護、日帰り介護（デイサービス）、日帰りリハビリテーション（デイケア）、看護婦による訪問看護等
(今後変更されることがありますが、現在公表されているところでは)

1ヶ月あたり 6.4 万円

(うち、介護保険施設などへの短期間の入所・入院 6ヶ月あたり 14 日間)

要支援では在宅サービスは次のように利用できます。

この例はあなたが受けられるサービスの組合せの1例です。このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

		火	水	木	金	土	日
午前							
	通所介護 または			通所介護 または			
午後	通所リハ			通所リハ			
短期入所		6か月に1週 福祉用具貸与		歩行器			

- あなたの上限額の範囲で必要なサービスを自由に組み合わせて利用することができます。
- 在宅サービスを計画的に利用するため、原則として介護サービス計画（「ケアプラン」といいます。）を作成します。ケアプランを作成した場合、1割の利用料を払えばサービスが利用できます。
- 専門家（介護支援専門員）によるケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼することができます。なお、ケアプランの作成には1割の利用料はかかりません。
- その他、わからないこと、疑問に思ったことがある場合や、適当な居宅介護支援事業者をご存じでない場合は、お気軽に〇×町介護保険課（TEL 〇〇-××××）までお問い合わせ下さい。

要支援（社会的支援を要する状態）とは

- ・ 居室の掃除などの身の回りの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。
- ・ 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とすることがある。
- ・ 排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。

などの方が含まれる状態です。

- ここに示した状態は、要支援の方の平均的な状態で、あなたに必要なサービスの必要度が、ここに示した状態の方と同程度であることを示しているものです。
- 従って、あなたの状態がここに示された状態と完全には一致しないことはあり得ますのでご注意ください。